

人権についての電話による相談窓口（平日のみ）

●同和問題をはじめとするさまざまな人権問題

熊本県人権センター ☎ 384-5822

午前9時～正午と午後1時～4時

●法律問題、人権問題、人権侵害への救済について

みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110

午前8時30分～午後5時15分

●女性の人権

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

午前8時30分～午後5時15分

●障がい者の人権および権利擁護

障がい者 110 番 ☎ 354-4110 午後1時～5時

●子どもの人権

子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110

午前8時30分～午後5時15分

●いじめについて

益城町いじめ電話相談 ☎ 286-1770

午前8時30分～午後5時15分

●さまざまな人権問題

益城町福祉課人権対策係 ☎ 289-1400

午前8時30分～午後5時15分

MASHIKI TOWN

結婚対策協議会

クローバーましき

ニュース

For Good Marriage

Vol.67

結婚の時期で悩んだとき

結婚は早すぎてもいけない、
おそすぎてもいけない、
無理が一番いけない、自然がいい。

小説家の武者小路実篤の名言です。これから結婚する人は、時期で悩むこともあるでしょう。自分が納得できれば問題ありませんが、違和感があるときには自分の心の声を聴いてみてください。納得できる選択を続けていけば、自然と良い方向に物事が進んでいくはずです。



問 益城町結婚対策協議会（総務課 男女共同参画係）

☎ 286-6665 FAX 286-4523

✉ danjyo@town.mashiki.lg.jp

人権教育シリーズ

益城町教育委員会

Vol.497

子どもの成長と体罰

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）は平成12年11月に施行されました。しかしながら、その後も身体的・性的虐待やネグレクトなどの問題が後を絶たなかったため、頻繁に改正されてきました。

同法の第14条では、子どものしつけに際して「体罰」と「体罰以外に用いるべきでない心を傷つける行為」を禁止しています。これは、しつけという名目であっても、子どもの心身に苦痛を与える行為は禁止するということです。例えば、「言うことを聞かないから頬を叩いた」という体罰や、「お前なんか生まれてこなければよかった」と子どもの存在自体を否定し、心を傷つける発言などです。

日本ではしつけのための体罰を容認する意識（「自分も叩かれて育った」など）が根強く、5年前の調査では、6割近くの人々が容認するという結果も出ています。

欧米では、この半世紀の間に体罰に対する意識が大きく変わってきています。スウェーデンでは、1960年代は9割以上の人々が体罰を用い、半数以上の人々が体罰に肯定的でしたが、現在では体罰を用いる人も、体罰に肯定的な人も、わずか数%程度という調査結果が出ています。

近年、体罰が子どもの脳の発達を阻害するなど、その成長に悪影響を与えることが知られるようになってきました。子どもへの関わり方として、そこに愛情があったとしても、体罰など心身に苦痛を与えることは、決して良い影響を及ぼすことにはつながりません。子どもにその正すべき事柄を納得させ、どうすればよかったかを一緒に考えていくことが大切だと考えます。そして、私たち大人が体罰などを容認する意識を変えていくことが、子どもの健全な成長を支え、社会から虐待をなくすことにもつながっていくのではないのでしょうか。